

申請書の概要

本年9月6日に、三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社及び越前ポリマー株式会社(以下「申請者」という。)から提出された中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注 1)高重合度ポリエチレンテレフタレートの国内総生産高に占める申請者の生産高の割合は、56.8%~81.1%の間である。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

本邦への輸出価格と正常価格(注 2)を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

算出されたダンピングマージン率(注 3)は、20.07%~38.54%の間である。

(注 2)関税定率法第8条第1項

(注 3)ダンピングマージン率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(1) 中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートの輸入量・国産品との価格差

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	対平成 25 年度比
中国からの輸入量(千トン)	254.0	299.6	364.3	43.4%増
国産品と中国産品の国内販売価格差額	【100】	【100~120】	【110~130】	【10~30】

(2) 本邦産業の損害を示す主な指標

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	対平成 25 年度比
国産品の販売量	【100】	【80~100】	【60~80】	▲40~▲20
国産品の売上高	【100】	【70~90】	【50~70】	▲50~▲30
国内需要量に占める中国産品の市場占拠率	[-]	[増加]	[さらに増加]	[大幅に増加]

(注 4)【】の指数は平成 25 年度を 100 とした数値。

(3) 不当廉売された貨物の輸入により、産業の状況を示す指標が悪化しており、本邦産業に実質的な損害の事実がある。

3. 以上のことから、中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して不当廉売関税の課税を求める。

(注 5)上記の数値及び指標は申請書より抜粋したもの。